

Title	明治・大正期の京都における和泉流狂言：南大路玄叟・同南動翁をめぐって
Author	伊藤, 正義
Citation	人文研究. 39 卷 1 号, p.11-36.
Issue Date	1987
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

明治・大正期の京都における和泉流狂言

—南大路玄叟・同南動翁をめぐって—

伊藤 正義

明治維新を迎えて、在京御役者も扶持を離れ、生活は困窮し、家芸を捨て、あるいは慣らわぬ職に糊口を凌いだとは、近代能楽史に説くところである。明治五年に到って梅若実の日数能興行、同九年の岩倉具視邸天覧能、同十一年の青山大宮御所能舞台開、同十四年の能楽社と芝能楽堂設立等々、東京における能楽復興の事情については、関連資料の紹介やその意義が説かれているものの、京都におけるその間の事情は、これまでもほとんど触れられることがなかったと言えよう。管見によれば、京都・半桜迂士による「既往五十年間に於ける京都能楽界の変遷」(現代芸術名家大鑑刊行会「国謡謡曲及能楽」、大正六年三月刊、所収)が、恐らく最もはやく、かつ最もまとまった概説と言えようか。ちなみに、『能楽古今記』所収の「明治維新後の京阪能楽界」はその改訂版とも見做されるもので、半桜迂士とは野々村戒三氏の筆名かと思われる。旧文に拠って抄出すれば次の通りである(転記に当り誤植等を訂した)。

明治五年偶今出川御門内桂宮(孝明天皇御姉淑子内親王います)に於て御能御覧の儀あり、舊時のお役者お内儀侍

の在京せるもの等所謂玄人素人打交ぜ御用を勤む、禁裏御所に於けるが如き盛況はなかりしも、技は皆確かなるものなりき、越えて明治十年天皇御駐輦中同じく桂宮に於て天覧の儀あり。舊式に則とり午前六時御樂屋入り、八時御臨幸御能は竹内達三郎氏の咸陽宮に始まる、桂宮久邇宮の兩宮を始め、供奉の大官等陪觀す、橋掛り入違ひの儀にて能五番狂言三番を終始見そなはせ給ひぬ、

また、

元治の兵燹は西洞院の片山氏舞臺室町の野村氏舞臺不明門山川氏舞臺を一朝にして烏有に歸せしめたり、山川氏再建せず、片山氏舞臺にその九郎右衛門氏旅行不在中の災厄九郎右衛門氏は後、病を得て歿し嗣子九郎三郎氏（後の晋三九郎右衛門氏）居を他に移して亦舞臺建設の企圖なし、獨り野村三次郎氏石清水のものを買得して室町の舊地に建設す、これ明治三十八年迄現存せし舞臺にして當時に於ける京都唯一のものなりとす、然るに三次郎氏間もなく歿し金剛禎之助氏亦早く既に歿してなく、嗣子謹之助は藩主の命に従ひて阿波に去り、堀池氏居を他に移して復舞臺の人となるを欲せず、狂言方三宅庄市氏は其舊地（下立賣烏丸西入北側）に新築して敷舞臺を設けしも復舊時の如くならず、茂山千五郎氏舊地彦根屋敷（河原町三條下ル東入）に引續き住せしも舞臺を設けず、同忠三郎氏後眼を病み、嗣子吉次郎氏（今の忠三郎氏）一時他に移住す、囃子方亦舊地に住する者少なし、

また、

時は明治七年なり、御苑内九條邸内に於て毎日興行一日五番宛演奏す、後大宮御所内に移し、博覽會の開會を機として日々盛んに演奏してシテ方は片山竹内林大江狂言は茂山三宅などの諸氏之を擔當す裝束類は各その曾つて藏せしもの或は兵燹に罹り、或は之を使用する能はざる事情ありて多く本願寺所藏のものを用ひたり、然るに

事多く意に添はず久しからずして止みたり。

其後明治十年はからず天覽の榮を得たるが、斯界の衰況は容易に挽回すべくもあらず、京洛唯一の野村氏の舞臺さへ終に其維持に堪へず、門前旌標を掲げて照葉狂言、舞ざらへなどの用に供しその賃によりて僅かに形を存するを得たるの状態なりき、此時謹之助氏既に阿波より歸りて、京に在り舊姓の舞臺の頽廢せるを見るに忍びず、篤志家の後援を得、大修理を加へて舊態に復し復賃貸のことをなさず、こゝに改めて月並會を起して斯道奨勵に勉めたり、片山九郎右衛門氏また其居柳馬場夷川下ル東側(今のハリスト教會堂の地)に新築舞臺を計畫す、然るに地狭くして則を得ず、舊規に據りて鏡舞臺となし、明治十六年二月十一十二の兩日東京より觀世清孝福王繁十郎の兩氏をも招きて、觀世一派のみに依り盛んなる舞臺開きをなし、觀世舎の名によりて、爾來月並會をも行ふに至れり、

二

『月次狂言稽古会番組』一冊(「芸能史研究」第九八号翻刻紹介)は、前掲の文章に見られるごとき混乱期を脱して、ようやく諸事回復に向かいつつある明治十四年十月二十三日より同十七年三月九日までの、皆見桂三筆録の出演記録であるが、そこには片山晋三、金剛謹之助・茂山千作・同市三等在京役者が一門を率いての活躍もさることながら、とりわけ注目されるのが、番組の筆録者たる皆見桂三たち和泉流三宅派に属する素人の人びとの活躍であり、そこに当時の京都能楽界の実情の一端を窺うことが出来る。

皆見桂三(南大路勇太郎。南動翁)の父、皆見応二(南大路維頭。玄叟)は、賀茂社家の一流に属して、幕末の頃、禁裏御所勤めの傍、この道にも堪能であった。周知の通り、禁裏では禁裏御能のほか、内々の御慰み能が内儀侍によつ

て行われる慣らわしであったから、勤仕の人びとは多くこの道を嗜んだのである。狂言は三宅庄市を師匠とし、上賀茂は和泉流狂言の中心をなしていた模様である。ちなみに賀茂社家の人びとが狂言だけを嗜んだわけでは勿論ない。たとえば、関目頭之の場合は、京五軒家の蘭家の門人で、明治三十三年には『謡曲心得謡曲解釈』を著述刊行、京都観世流の職分謡曲家団体たる眞観社の社員のうちに名を列ねる（「能楽」明治三十六年一月）などの実力者であった。賀茂社家と能楽については京都能楽史の一課題たりうるであろうが、今はそのことを指摘するのみに止める。

さて、三宅庄市は明治九年以降は活動の場を東京に移し、折からの能楽界復興の気運に應じて惣三郎と共に東京に移住してからは、京都の和泉流狂言は賀茂社家の人びとによって支えられることになる。その辺の事情は『月次狂言稽古会番組』が具体的に示す通りであるが、その中心的存在が皆見応二、実は南大路維頭（これわき）で、『賀茂社家系図』（『神道大系』神社篇「賀茂」所収）十六流のうち「頭之一流」に父尚頭（安政六年七廿九卒、年七十七）を継いで「正四位下、右衛門、象若、出雲介」と記され、また『賀茂県主同族会會員名簿』（昭和五十八年版）に載せられた明治二年八月二十二日所定の結番（同名簿によれば「十六才以上の氏人を二十一番に分ち、一番毎に社司一人を首班に置き、それに十六人或は十五人の氏人を配して列叙し、次第転任の社法にてこれを律したもので、賀茂社神職二十一職のこと」という）には、十七番奈良社祝の中に登載されている。南大路家に遺されている維頭筆の『御用出』によれば、禁裏出仕は嘉永元年十一月のことで、「御切米五石、御扶持方式人扶持、但一人八合、一人七合」として「中詰用度司判事、南大路右衛門権尉」と見える。明治維新による制度改革により、明治元年には五等官以下の官位返上のことがあって、「七等官南大路担」は十二月に返上願書を呈出しているが、翌二年二月には判司に補せられている。その後の事情は詳らかではないものの、明治十九年三月に岩倉具綱の奉行で春日祭が再興されたとき、上卿山科言繩、辨代山本実庸、外記代南大路維頭…と名を連ねている。

る。明治維新による制度改革により、明治元年には五寺官以下の官位が定められた。その後の事情は詳らかではないもの
十一月に返上願書を呈出しているが、翌一年一月には判司に補せられている。辨代山本実康、外記代南大路能頭
の、明治十九年二月に岩倉具綱の奉行で春日祭が再興されたとき、上卿山科言綱、辨代山本実康、外記代南大路能頭
の、明治十九年二月に岩倉具綱の奉行で春日祭が再興されたとき、上卿山科言綱、辨代山本実康、外記代南大路能頭

このような勤仕の一方で、三宅庄市につき狂言を嗜んでいた維顕は、同好の賀茂社家の人びとの中でも中心的存在であり、皆見応二（担、担造とも）の舞台名での上演活動のうちには、例えば明治二十三年四月十二日、京都疎水開通があつて聖護院に天覧能が催された折、生一左兵衛の「八島」と片山晋三の「石橋」、狂言は茂山千作の「仁王」と玄叟の「墨塗」が演じられた。晴れ舞台での番組に、当時の玄叟の芸事上の位置を計ることが出来よう。ちなみに、そのことを記す茂山千作『狂言八十年』は、玄叟のことを「この人は上加賀の社家で、和泉流三宅庄一の流れを引いている半玄人です。後に京都動物園の園長になりました」と、勇太郎と混同した註が加えられている。なお、明治期の番組の蒐集整理は早急の課題であり、それに伴って皆見応二、同桂三の出演状況も明らかになるであろうが、今はその段階にない。

玄叟は、舞台活動に関連して、京都における流儀の束ね―連絡調整役も行っていたと思われる。それが正式の職制上のことであつたかどうかは明らかでないが、三宅惣三郎との往復書簡（法政大能楽研究所蔵、南大路家旧蔵文書の中）は、その間の事情を窺わせると共に、その内容は狂言史料としても有益であると思われるので、左に掲げておく。

（前略）

- 一 枕物狂、比丘定、庵ノ梅、相伝ノ節ハ、一番ニ付何程。
 - 。是ハキマリ無之候。又人ニヨル事。シカシ近年ハ先一番ニ付千疋と定ル事。
- 一 過日モ御尋申上置候釣狐相济候得ハ、金岡相勤候テモ宜敷ユヘ、金岡相济候得ハ、改正狂言靱猿、杭ケ人ケ、二番附物ユヘ、金岡ハ相济不申候トモ、釣狐相济候得ハ、二番ノ改正狂言ハ勤候テモ不苦候ヤ、又相不成候ヤ、御尋申上候。

。右二番相济申候人ハ不苦候。一番之人ハ式百疋ツ、。

明治・大正期の京都における和泉流狂言

一 改正狂言ハ、靱猿、杭ヶ人ヶ、煎物、鞠座頭、三人片輪、業平餅、薩摩守、其外何々ニ御座候ヤ、御尋申上候。

。棒縛。

一 加州公ニテ出来狂言、鬼丸、唐人子宝、呼声、見物左衛門、孝心竹、祖父俵、出家狩人、其外何々ニ御座候ヤ、御尋申上候。

。ワライ祖父、シカぞなく。

一 加州公ノニテ出来狂言、是ハ改正狂言同様ニ心得候テよろしく候ヤ、又ハ如何心得候テよろしく候ヤ、御尋申上候。

。是ハとつと別物ニ御心得がよろしく御座候。

一 過日モ御尋申上置候西池氏道成寺間、極リドウリノ銀三枚ダサズニ、少々ニテ相伝致呉タキ旨、私ヨリ尋呉候様被申候ニ付、此段御尋申上候。併、外々ノヒゞキニ相成候テハ悪しく御座候ニ付、内々御尋申上候。無御遠慮、ナラヌ事ハナラヌト仰クダサレ度候。

。フルキ御方ニ候得ハ、半ヶ也ニても。近年之御方ニテ候得ハ、キマリ通り。

一 西池氏釣狐相被動候処、御挨拶金被送候共、内々御尋申上候。但コノ挨拶ハ、先方ヨリ出候ニ付、何程被送候ヤ、少々心得居度事有之ニ付、御尋申上候。

。是ハ西京宅へ此地御差出し之御文通、此間参り申候。是ハ式百疋か定礼、被下ハ五十疋。

一 十一月廿六日御地紅葉山ニ於催番組ノ内ニ、隠狸山本東次郎ト御座候ヲ見受候。此山本ハ何流ニ御座候ヤ、序ニ付御尋申上候。

。是ハ名寄書チカイ、私相勤申候。

一 野村又三郎儀、是迄モツレノ一件、此度万事相済、桑名、名古屋等ノ師家門人ハ不殘又三郎預リニ相成候ニ付、
来春一月早々又三郎社中ト我々ドモト打交リ、於京都井上追善会催候旨、又三郎社中ノ内ヨリ沙汰御座候。イヨ
クモツレ相済候ヤ、御尋申上候。打交リ出勤致候テモよろしく候哉。

。是ハ皆うそ、中々相済不申候事。

右の文中に、十一月廿六日隠狸所演についての質疑があるが、それは『能楽盛衰記』所掲資料によって、能楽社の芝能楽堂演能、明治十五年のことと知れる。さすれば、この書簡はその年末頃のものと考えられる。なお、改正狂言のことについては、まだ狂言研究の対象になっていないようであるが、別記資料中にもその曲の一覧が掲げられており、今後に俊ちたい。

三

加賀藩お抱えの三宅家は、在京のまま禁裏御用を勤めて来たが、禁裏御能に狂言を勤めるについては、多くの素人弟子が参加した。京都における素人弟子の稽古については、もとより一つの嗜み事であったわけだが、このような催しへの出勤が大きなはげみとなっていた側面は重視してよいだろう。ともあれ弟子の初出勤の場合、「改書」と呼ばれる一札は、「此度禁裏様御内々御能ニ付初而出勤被為仰付候、私共四座之中之者ニ而は無御座候、為其如斯御座候、以上」と前書して「山脇和泉弟子三宅何某取立、住所何々、何々商賣、狂言方何某判」と名前を連ね、末に年月と三宅何某判を以て役人宛へ差出し、また右の名簿のみを同様に記した「初参書」を、肝煎及び当番の太夫宛各一通を呈出するのである。その写しや控を含む文書約五十通が現在南大路家に伝えられている。それは三宅庄市・惣三郎の東京移住に際して残して往ったものに相違ないが、元来は禁裏御用のための書式・記録として最も重要な文書であった

筈のものが、明治維新によって再び復活することのない将来を見越しての置土産であったのだろうが、同時に、三宅の門下たる在京素人弟子を玄叟が引続いだことによる、関連書類の譲渡といった意味あいも含まれるのだろう。蓋裏に「禁裏様、仙洞様、御能御用初参書 三宅惣三郎」と墨書された杉小箱入りのこれら文書は、享和以降の年記をもち(但し有無両様)、また別に、

- ・天保四巳年九月、仙洞御所様御能ニ付諸向扣、同十月、禁裏御能ニ付諸向扣、并尾州師家被為召上京ニ付諸向扣
- ・嘉永三戊年三月二日御問合にて中下旬と被仰出候処、御能銘細等諸事扣、并格式願扣
- ・嘉永四亥年十月、禁裏御所御能ニ付銘細書等、初参扣
- ・安政三年四月、初参ニ付願書等、銘細人数入用物扣

の仮綴四帖も含まれ、嘉永以後の分は三宅裕之の筆録である。ちなみに、文久元年九月の禁裏御能における笛方の森田柵内の記録は、前西芳雄氏により「芸能史研究」第六七号(昭和五四年一〇月)に紹介されているが、狂言方のこれは、史料としても、また禁裏御能の資料としても重要だと思われるが、詳細については他日を期したい。

それはさておき、三宅なき跡の玄叟は単に賀茂社家の人びとの間での中心的存在であっただけでなく、伝統的に三宅派の狂言を嗜んでいた京中の素人弟子達にとっても、恐らく師家としての立場にあったと思われる。三世茂山千作の『狂言85年』には次のような記事がある。

生まれましたのは、ほんとうは明治二十九年八月二十二日でございます。それを八月三十日と役所へ届け、戸籍がそうなっておりますので、どこへ参りましたが、八月三十日と申しておりますが……。

じつは、父の十代目千五郎には子がなかったのです。これは、まだどなたにも申し上げたことはないのですが、私の実の祖父は和泉流をやっていたらしいのです。賀茂に和泉流の三宅派をやる方がいまして、祖父もそこで素

人ながら狂言の稽古をしたり、絵をかいたりしていたようです。そんな関係で私の実父は、途中で京都から東京へ行かれました三宅惣三郎さんといったって心安うしておりました。しかし、賀茂の和泉流の人も数が少なくなりまして、私ができますと、どういうわけですか、父の千五郎が「その子を呉れんか」ということで、生まれ落ちるとすぐに貰われてまいったのです。その頃、父は西陣の北猪熊今出川を上った所に住んでいたと聞いております。(中略) 私の生まれた家はお菓子屋さんです。いまでもあるそうですが、なにしろ菓の上から貰われてきましたので、なんという姓でございますか……

これによって思うに、「賀茂に和泉流の三宅派をやる方」とは、玄叟であった可能性は高いといえるのではあるまいか。それについてはさらに、千作の実家の祖父が狂言の稽古だけでなく、そこで絵をも習ったという点で、今も南大路家に遺る玄叟のものと思しい画稿のあることが思い合わされるのである。もしそれに誤りなくば、風雅の道にも通じている玄叟流ともいうべき狂言のあり様を窺い見るべきでもあろうか。ついでを以て言えば、野々村戒三氏は、はやく南大路家文書の中から「当世風流草花見立」を紹介されている(『能楽古今記』所収)。それは当時の上方能役者評判記とも言えようが、巷間流布の資料ではないところから察するに、あるいは南大路家での所制かも知れず、とすれば、草花見立の趣向など、玄叟の画心による戯作ではなかったかともさえも憶測してみたくるのである。そこでは三宅庄市を「五葉松」に見立て、「常盤なる緑もきわめて上品は都も鄙もなべて愛する」とあり、他の見立に比べては、いかにも流儀の人であるらしいとはほ笑まれる。なお、玄叟所用の「六儀」には、「南大路担」の印記の外、「南右軒」「南右軒瑠玉」「小蘇軒」の印や「好禮安貴」「楠園」「樟陽臺」の雅号を用いている(法政大学能楽研究所蔵書目録、南大路家旧蔵狂言六儀解題、及び本稿付載の南大路家蔵狂言関係書目録参照)。それらは舞台名「皆見応二」とは別の世界、つまり画わざや歌の雅号などであったかと思われるのである。

四

『賀茂社家系図』によると、玄叟南大路維顕の子は、国顕（導若、安政七年二十五死年三）、顕功（尚彦、菊松、元治元年四廿三死年六）、顕民（寛三郎、元治元年四廿九死年四）の三人が幼逝し、ついで勇太郎、他五郎の兄弟があった。南大路家の勇太郎自筆履歴書を抄記すれば次の通りである。

慶応元年三月廿二日生

明治十一年八月 京都中学校入学

十四年十一月 初等科第二級ノ課程修業中病氣退学

十七年二月 京都府師範学校入学

二十年三月 同高等師範学科卒業

二十年二月 葛野郡川島小学校長

二十年七月 上賀茂尋常小学校長

二十一年四月 愛宕郡高等小学校長

二十三年五月 上京高等小学校長

三十一年十月 京都市第一尋常小学校長

四十一年四月 兼京都府女子師範学校訓導（四十二年三月まで）

大正 六年 四月 京都市紀念動物園長

なお、勇太郎は大正十三年一月二十四日園長在任中に病死した。

また、前掲『國謡曲及能楽』によれば、「南大路勇太郎」の項に「今氏の伝記を叙するに当り、本会よりの照会に對し、氏より回答されたる『芸道に於ける経歴』全文を掲げ、以て記者の冗筆に更ふ」として、次のような一文を載せる。

拙者は和泉流の一派、京都在住三宅氏（三宅氏は加賀侯のお役者なり、京都在住して禁裏御用をも勤む、名古屋の山脇氏——今は東京に移住す——と流名を同じくする、一派の家元なり）の流を汲むものに御座候、拙者の家は代々禁裏に奉仕す、禁裏御内儀に於て時々御内儀に奉仕する者のみにて御能あり、拙者の父維顯（假名皆見玄叟）三宅氏に就き狂言を學びお慰みに供す、斯る關係より拙者また幼にして其技を學ぶ、七才の時今出川御門内桂宮に於て御能あり、子供のみ三名にて「口眞似」を演じ、お人形お袋物御茶器を拜領す、これが拙者の初舞臺に御座候、越えて明治十年明治天皇京都御駐輦中、同じく桂宮に於て御能天覽あり、師匠三宅庄市「仁王」を勤む、拙者これが立衆の一人となりて、はからず至尊に咫尺するを得たり、爾來中學在學中は稽古中止十六才の頃病を得てこれが保養中、再び稽古を始めて二十才の頃に及ぶ、爾來餘儀なき場合の外扇を手にする事なかりしが、三宅氏はさきに全戸東京に移住し、同流の古老皆逝きて獨り我が老父のみ生存し、數名の門弟と共に僅に流儀の維持に努めしが、齡既に八十を越えて行動自由ならざるのみならず、門弟又未熟にして責任を完うする事能はざるの虞あるに及び、切なる老父の勧めに依り、明治四十四年五月片山舞臺の例會に、老父の「蚊相撲」に蚊を勤めしを中止後の初舞臺となし、爾來月々の會に本務に差支なき範圍に於て出演す、然るに技は元より未熟拙劣、加ふるに職分とするものにもあらず、僅に流儀の型を演ずるに止まる底の者に候が、師匠三宅家は十數年前男子悉く歿して後繼者なく、京都復他にこの流儀を嗜むものなきを以て、大正四年十月宗家山脇氏より、京都に於ける同流取締の申談し相受け申候、元よりその器にあらざるものに候へども、老父は大正二年既に物故し、事實拙者以外に我が京

都に於ける流儀の維持者なきを以て、三宅家の相當後繼者を得るまで、敢てその地位を冒さんと欲するものに有之候。

皆見桂三筆録の『月次狂言稽古会番組』が、中学校を退学して病氣療養中の勇太郎の出演記録であることは、先の履歴書からも窺えるが、この「経歴」にもそのことに触れると共に、初舞台が七才(明治四年)のことという。それは前掲半桜迂士稿に明治五年の今出川御門内桂宮における御能のことを記すのと同じかと考えられるが、四年か五年か、その番組と共に確認していない。また明治十年の桂宮における天覧能に「仁王」出演といい、それは半桜迂士稿に「竹内達三郎氏の咸陽宮に始まる」とするが、詳細は未確認である。なお坂元雪鳥「維新後京都の天覧能」(「能楽」十六卷六号)には、金剛家提供の資料として同年二月三日催の番組を掲出するが、「咸陽宮」「仁王」を含まぬ別番組で、その辺の事情は明らかでない。

明治十五年、療養中ながら父と共に稽古出演を続けていた十八才の勇太郎に、次のような免状(法政能研蔵、南大路家旧蔵文書)が交付されている。

免状

千歳

三番叟

御田

奈須

殺生石

春日龍神

弟子取

右者当流秘事之者雖依／執心今度七ヶ條相伝可／致者也

明治十五年二月

三宅庄市（花押）

同 惣三郎（花押）

南大路勇太郎殿

五

前掲の「経歴」は、勇太郎が京都市紀念動物園長に就任する直前の頃の文章であるが、その前文として、次のような紹介が付けられている。

◆教育界にありては、京都第一高等小學校長として奏任待遇の榮を荷ひ、從七位の位階を有し、模範校長として令名隠れなく、能樂界にありては狂言和泉流の技藝取締として、南桂三の假名を用ゐ、嘖々たる好評を博しつゝ、ある南大路勇太郎氏は、京都の人、慶應元年上加茂に生る、家代々禁裏に奉仕し、由緒正しき家系を有す、夙に學を好み、中學校及び師範學校在學中も、課程以外廣く群書を涉獵し、殊に國文學に精通す、又美術繪畫を好み、常にその研究を怠らず、その鑑識眼に至つては、専門家をして顔色無からしむと云ふ。

◆能樂に關しては特に造詣深く、故實に通じ技藝卓越にして識見高く、諸人の推稱措かざる處、月々資を割いて少年狂言師、養成に全力を致し、その發達を畫しつゝあり。

◆氏資性温良、品性又高潔、頗る話題に富み、満面笑を湛めて縷々として語る處、對者をして身桃園にあるの思あらしめ、無上の快感を與ふ、數百に餘る兒童より慈父の如く愛慕さるゝ亦宜なりと謂ふべし、氏は亦狂言を利

用して児童教育改良の實を擧げんと欲し、平素親交ある茂山忠三郎氏を講堂に聘して、その實演を乞ひ、自ら之が講演を爲す等種々苦心を重ねて、理想の實現に努めつゝあり、洵に氏の如きは理想的の教育家と云ふべく、京都市民の幸福たると同時に、わが能界に氏の如きを有するは無上の誇りと謂はざるべからず。

ここに小学校教育における狂言の導入のことが述べられているが、その具体的事実についての追求は今後に期待したい。ちなみに、『狂言85年』には、明治四十年前後のこととして、京都の小学校における狂言会や、その東京進出（巖谷小波・久留島武彦の肝煎り。お伽俱樂部の子供狂言等）のことなどが語られている（「お伽狂言や祇園祭の小さなスター」）。そこには勇太郎についての言及はないから、右の記事との関係などはさしあたり不明ながら、一時期の子供狂言の氣運の中に勇太郎の教育方針も関わっているらしいことを、明治狂言史の一課題として指摘しておきたい。

明治三十六年に設立された京都市記念動物園の第三代園長として、勇太郎が就任したのは大正六年四月廿一日であった。南動翁の名もそれ以後のことには違いないが、時期については未確認である。『京都市動物園80年のあゆみ』（昭和五九年三月）によれば「第三代園長は動物の普及活動に取組み、（大正六年）八月十一日には錦林校の要請に應じて、動物に関する講話を行っていて、これは当園における普及活動の嚆矢」であったという。それは小学校長時代の狂言を通しての教育方針とも同じ基盤に立つものであったろう。それはそれとして、小学校長から園長時代にかけての流儀の技芸取締の役目が、具体的にはどのような働きであったのかは詳らかでない。ただ、大正十年二月、近江の伊香立生津町における勇太郎の狂言指導の足跡については関屋俊彦氏の調査があり（「伊香立生津町の狂言について」、『芸能史研究』九二号、昭和六十年十月）、その一端を窺わせている。

「経歴」の末尾には、大正四年十月宗家山脇氏より京都における流儀の取締に任せられて、「三宅家の相当後継者を得るまで、敢てその地位を冒さんと欲」したことを述べているが、その頃、勇太郎はひそかに三宅家の再興を思い

廻らしていたことが言外に現われていると読める。というのも、明治三十七年三月惣三郎の死によって断絶した三宅家を、野村万斎の次男万介を以て相続せしむべきことを万斎に提言したのが勇太郎であったことは、松野奏風氏の「三宅家相続の前後」(「謡曲界」昭和十二年一月)に万斎談として記されているところである。当時の万斎・勇太郎兩人による惣三郎遺児の探索、それから約二十年後の松野奏風氏による仲介と、昭和十一年十月の養子縁組を以て万介(現藤九郎)の三宅家相続に到る事情については、右松野稿に詳細に語られている。勇太郎存命中にそのことの実現はならなかったわけであるが、にもかかわらず、勇太郎の功と、謹直律気な面影は、わずかな行文のうちに髣髴していると云えるのである。

先代玄叟の歿後、自然京都和泉流の孤壘を守らざるを得なくなった勇太郎にとっては、技芸取締の任にあるとはいえ、この道を本業とするわけではなかったから、その退勢は必然的なものと認識していたと思われる。三宅再興の願はそのこととも無関係ではなかったであろうが、その上、幕末・明治以来の激動の能楽界の転変に加えて、たとえば白水会事件にも見られるような流儀内での紛議などをみるにつけて、芸道関係者としての見聞と、当事者的立場からはやや距離を置いた批判的視点を重ね合わせて、おのずからひとつの所懐が醸成されていた模様である。『謡曲能楽』に掲載されている「能楽界に関する所感」と題した一文は、「京都第一高等小学校長 従七位 南大路勇太郎」の署名で、まず「能楽は改良すべきものなりや否」の見出しを立て、「∴改良の意義を限定せざる限り議論も動搖するの虞あれど改良にせよ改正にせよ將た又何にせよ現在の謡の字句、狂言の文句、能狂言の組織約束等は所謂改良すべきものにあらざると存候、既に能楽其ものは今日以前のものとして此まゝ後世に保存すべき性質のものとし候」との原則論のほか、新傾向の能については、「彼所謂祐作一座が演ずる今様能楽なるものは名の如く今様にして時代嗜好に適せしめ、一般士民の娯樂に供せんとして企てられたるものにして眞正能楽(今様能楽に對して假りに名づく)

とは全然別種のものにして改良せられたるにても改正せられたるものにてあらざるなり、又本年始めて社會に紹介せし新能樂なるものも同一範圍に屬するものにしてそれが消長は眞正能樂の盛衰に對し何等の關係を有せざるものと存候」と、眞正能樂とは峻別し、かつ「能樂なるものは今日既に改良又は改正を要するの餘地を存するものにあらず：上より一種の古樂として保存すべきもの」と主張する。それを「論は頑固にして保守に偏する嫌ひ御座候へども」と自認するが、必ずしも頑迷なのではなく、新能樂については、「明治以後社會の變化は著しきものにして取て以て能樂の材料となすべきもの多々あるべく従てこれが新作を試みんことは元より不可なきも：唯材料のみを現代にとり他は皆今日の能樂と同型たらしむるを以て可とすとの説を固持するものに御座候」と、むしろ進歩的意見を述べている。

また「能樂師の人格に付て」の見出しを立てて、「人格は人生の根本」で、芸術と人格と「双方併せ得て能樂の生命も完全すべきもの」ながら、「二者完備のもの甚だ乏しきを見れば藝術家に人格を要求する事は根本的に不可能の事なるべきか事果して事實なりとせば拙者は餘儀なくこゝに一説を立てたく候、藝術家にして藝術の拙劣なる事はこれ藝術家としての價値なきものなれば二者兩立を許さざる限り拙者は藝術家に人格なるものを要求せざる事に致し度候」、また、「藝術家としての能樂師に人格を要求するとせば事實能樂師||嚴密なる意味に於ての眞正能樂師||を得んこと困難なりと思惟するが爲めにて決して好んで奇矯の論を弄ぶものにては御座なく候、既ち拙者は藝術に關してのみ其人を認めんと欲するものに御座候」、また、「然るにこゝに遺憾とする所は拙者の所論にして當を得たりとすれば従て能樂そのものゝ價値亦下落する事に有之候、少くも其精神を失ふことにして猿芝居なるものと相距る遠からざるものと相成り候事に御座候、此點に於て拙者はその所論を齟さんと欲せしこと再四ならざりしものに候へども多年の研究は終にこの斷定を敢てせしめ候」など、長年教育界にあって、芸の世界との距りの大きさを実感した勇太郎の苦

惱が窺える。

「家元制度に付て」の項における所感は、当時の家元論に関する一資料として、全文を左に掲げておく。

拙者は又常に家元制度なるものに付て疑を懐くものに御座候、封建時代に生れたるこの制度が果して何時まで有効なるべきかシテ方は幸に五流家元を有すれどワキ方、狂言方、囃子方中には之を失ひたるもの尠ならず誰れの手元に預るとの名稱のもとに僅にその形式を存するものあれどその部下に屬するもの、藝事の取立または監督等果して行はれ居り候や否や疑はしく存候、否更に一步を進めて純然たる家元を有するものにして維新前に於けると等しく秩序正しく其制度の實擧がり居り候や否やそれをも疑はざるを得ざるやに存じ候、所謂お役者なる名目の下に禄を受け時代が生める一種の主權者の權威の下に在りて廣き國內の東西を通じ規律正しく部下所屬者を統率し一系紊れしめざりしは遠き古への事にして主權者を失ひ禄に離れてより既に五十年今日幸にその制度の存するは畢竟既往の隋力に出づるものたり隋力はその物理的原則に依り早晚消滅するものなればその制度も早晚全然其効力を失ふに至るべきものと存候。

然らばこれを自然に委して徒にその消滅を待つべきものなりや否やは斯道にとりて大なる問題に候が拙者はこれが保存を欲するものにて如何にせばの問に對して折角腐心するものにて試に左の案を提供して以て識者の教を乞はんと欲するものに御座候

- 一、政府をして能樂を公式に之を國風と認めしむる事
- 一、宮内省又は文部省をしてこれを管轄しこれが統一を保たしむる事
- 一、家元なるものは品行方正藝術卓絶能く部下を率ゐるに足るものを以てこれに當らしめ必ずしも世襲たらしめざる事

一、兔狀の交付は従前の例にならう事

但餘曲を通じて其免許料を一定し等差を設けしめざる事

六

野々村戒三氏は南大路勇太郎とは昵懇であった。そのことは『能楽全書』第五卷に収める同氏の「狂言の展開」にも、京都在住中に「小舞謡を少しばかり教へて貰った」ことが記され、前述の「当世風流草花見立」の紹介もその縁であろうことが推測されたし、さらに『狂言集成』の底本が南大路家伝来本であることも『法政大学能楽研究所蔵書目録』によって知られてはいたが、その辺の事情を具体的に明かされたのは、昭和四八年刊の『狂言総覧』の序文であった。必ずしも見にくい書ではないが、ことのついでに左に掲げてみる。

『狂言三百番集』は、その前に公刊した『狂言集成』の「六儀」(狂言の台本を和泉流では六儀といっている)だけを別にし、また排列も五十音順でなく、内容によって按配し、且つ巻末に簡単な語釈グロッサリを添えたもので、六儀は京都上賀茂神社の社家南大路家所蔵のものを使わせて貰った。同家の当主謙一氏の先々代が、和泉流三宅派の狂言を同家元庄市について学び、明治維新の前後庄市は暫く南大路家の世話になっていたのである。そのうち庄市は岩倉具視の勧めなどがあって、東京に移ることになり、その移転の際、多分謝礼の意味でもあろうか、書類その外装束・用具などを南大路家に置いて往ったのである。私が明治四十一年京都に転動した時には、この南大路翁は既に物故し、子息勇太郎氏がその跡を承け、第一高等小学校長を本職として、傍ら狂言にも従事し、舞台にも出勤していたのである。晩年動物園長に転動したが、その後も南動翁の芸名で舞台には出ていた。私は、勇太郎氏の子息二人までが私の勤めていた府立第五中学校の生徒であった関係から、勇太郎氏とは懇意になり、狂言の

小謡を数番同氏に教わったが、程なく私は第三高等学校に転勤し、教授の傍ら庶務主任をも兼ねることになり、自然公務のほうに忙しくなったのと、私の狂言の小謡がとかく能の小謡になりがちなのに、自分ながら呆れていたのとで、狂言と小謡の稽古をやめてしまったのである。南大路家の当主謙一氏は、大阪大学の教授で、狂言には関係して居られなかったようだし、次男の久保象二氏は能楽には大いに関心を有ち、森田光風について同流の笛を学んで居られたが、狂言はやって居られなかったようなので、勇太郎氏の歿後、私は京都上賀茂に南大路家を訪ね、勇太郎氏の夫人芳枝さんに逢って、「謡の方は、書物も色々完備して居るのに、狂言の方は、伝統の正しい六儀が手には入らないので、皆困っていますから、芸の稽古用でなく、篤志家の研究用に資したく、お差聞えがたくは暫く拝借出来ませうまいか」と申し入れた処、「実は勇太郎が亡くなりますと、程なく、野村の万造さん（先代萬齋）が見えて、本は、流儀が乱れるようなことがあっては困りますから、外へお出しにならないように、又装束その外狂言用具などで、お手放しになるのがありましたら、一番先きに私の方へお知らせ下さるようにとのことでした。けど篤志家の御研究用ということでしたら、それにあなたは勇太郎とは懇な御交際もあったこと故、差聞えは御座いませぬから、どうぞ御使用下さい」ということで借り出して、全部写し採って、すぐ返却したのである。処で、いよいよ全部謄写をすませて見ると、それを一人で利用するのは勿体ない気がして、やはりこれは公刊した方がよからうと考え、「南大路家の名は出しませぬし、また何か面倒なことが起こったら、私が一切の責任を背負って処理し、決して御迷惑はかけませぬから、公刊を黙認して頂きたい」と云うことで芳枝さんの承認を得、『狂言集成』を出版したのである。

右の文中には、明治四十一年の時点で先代維顕がすでに物故していたとすること野々村氏の記憶の誤りもあるが、『狂言集成』が編まれた経緯は克明である。ところで、右序文にも触れられている勇太郎の二男象二は、久保盛

明の養子となったが、岳父が森田光次に師事した関係からか、同じく森田光風に師事した上、笛への研究的関心も強く、その造詣は偶然の家蔵たる同氏稿本『銘管の葉附鼓筒』に示されている。野々村氏は、別に「さき頃大阪の懇友久保象二君から『御内之御能ニ付太夫役付帳』と題する有力な史料の送届」を受けて「江戸後期の禁裏御能」という論考を書かれているが（『能の今昔』所収）、両者の交渉は、単に中学時代の師弟関係だけでなく、能狂言を介した一面もあるらしい。但し久保氏から野々村氏へ提供された資料が、南大路家に縁りのものか、それとも全く無関係なのかは未だ尋ねることをしていない。

さて、元治の兵乱によって焼け出された三宅庄市が、上賀茂の南大路家に寄寓していたことは、野々村氏の文によつてはやくから知られていたが、右の序文でもそのことに触れると共に、庄市の上京に際して「多分謝礼の意味でもあろうか、書類その外装束・用具などを南大路家に置いて往つたのである」と記されている。それに引続いて南大路家本狂言六儀を底本とする『狂言集成』編集のことが述べられているから、それはすべて三宅から譲られたものであるかのような印象を与えかねないが、実は必ずしもそうでない。何よりも三宅庄市の上京は、それまでの家芸を廃したわけではなく、東京での再出発を期してのことであるからには、必要なものはすべて携えて行った筈であろう。従つて、惣三郎の歿後、三宅家が一旦断絶した時、

伝来の書物は、四十九日法要の際に、未亡人義子から惣三郎が生前より親しくしてゐた近衛家の家職北村家に預けた。即ち：北村糺がその人である。この人は勿論素人であるが、惣三郎を親交があつたばかりでなく、庄市に師事した狂言の熱心家であつた。是等の書類は、三宅家再興の際、北村家の当主工学博士北村耕造氏の手から、全部三宅家に引渡され、現在三宅藤九郎氏の所蔵となつている。（『狂言の展開』）
 という通りである。

南大路家に蔵されていた狂言六儀は、三宅裕之筆本と南大路玄叟の書写調整本とよりなる。そのことは昭和二十九年に南大路家から法政大学能楽研究所へ寄贈された狂言六儀のありようからも察せられたところである。同蔵書目録によれば、

イ、渋引き表紙本 五冊五十一番、「南右軒瑠玉」本。

ロ、仮綴五番綴本 五冊、筆者不明。

ハ、三宅筆仮綴本 八三冊一二一番。

ニ、その他 五冊（瑠玉本四冊、不明本一冊）、十番。

の四種に分類されているが、要するに三宅本と南大路本よりなり、その各曲と『狂言集成』翻刻本文とを対照しては、ないが、恐らくその両方を底本として用いたのであろう。そのいずれにもせよ、野村万齋が『狂言集成』について「伝統の正しい和泉流三宅派の六義は、東西に一本ずつありますが、先生のは多分西の方のものと思います」（右序文のうち）と指摘した通りの本文であると思われる。なお、南大路家旧蔵の三宅本は、元来三宅家のものであるが、南大路家に遺されているについては、それが三宅にとっての副本的所用本であったということになるのであろうか。あるいは庄市、惣三郎上京時の置土産としての意味を持つのであったかも知れない。

ところで、現在の南大路家に一群の狂言六儀が蔵されている。それは以前に能楽研究所に寄贈された六儀とは格別に区別されるべき理由を求めがたく、何らかの理由でとり残されたものと考えられる。その内容は本稿末尾に付載した通りである。実は能研寄贈分だけでは『狂言集成』の底本としては欠けるところが多く、かなりの曲が散佚したかと思われたのであるが、このたび見出された分を合わせると、かなりの曲を補うことが出来るようである。もっとも伊香立生津町に三宅裕之本「六地藏」のあることが前掲関屋氏稿によって知られるが、それは勇太郎が指導の際に貸

与したままになったものと思われ、散佚事情の一端を窺わせている。

なお、野々村氏は、装束や用具なども南大路家に置いて往つたとされるが、それについては確認し得なかった。狂言面は、武悪・空吹・賢徳・祖父・姥・猿・登髭・乙などが今も伝えられているが、それらは玄叟・南動翁の所用であつた筈であろう。

付記

本年三月を以て定年退職された独文学教室の南大路振一教授は、南大路勇太郎の孫にあたられる。私が本学に就任した時南大路教授は直ちに能研蔵南大路家旧蔵六儀と結びついていたが、やがて教授は学生部長、評議員、文学部長の要職を歴任され、同家の調査をお願することは遠慮せざるを得なかった。たまたま昨年夏、国史・国文の同僚諸氏と共に南大路家文書類を拝見する機会に恵まれ、いくつかの新資料を見出すことが出来た。そのうち「月次狂言稽古会番組」は「芸能史研究」第九八号に山村規子氏と共に翻刻紹介したが、ここでは紙面の制約上解説を加えることができなかった。本稿はその解説に代わる意味を持つ。あわせて翻刻をも参照されたい。調査と資料の利用につき種々御便宜を賜った本学名誉教授南大路振一氏の御高配にあつく御礼申し上げる。

〔資料〕 南大路家蔵狂言関係伝書目録

一 渋引キ表紙、小型袋綴横本 九冊・八十五曲

1 佛師 八句連歌 舟渡聳 鷄聳 磁石 茶壺

(a) 表紙に紅葉流水を描く。左に「和泉流狂言 六儀」と題記。122×170耗。

(b) 表紙右肩に冊順番号「四」、初丁に「第四号」(朱書)。丸型朱印あり、目次右肩に「他見不許」。

(c) 卷末署名「樟陽臺」、卷末印記「南大路担」(朱角印)。

2 今参 人馬 秀句傘 入間川 清水座頭

(a)(c) 前記に同じ。(b)表紙・初丁冊順番号「五」。

3 若菜 二人袴 柑子 塗附 岩橋 鐘之音 鞍馬参 佐渡狐 止動方角

(a) 表紙絵なし。題記同前。119×170耗。

(b) 表紙・初丁番号「一一」。初丁に「他見不可有」、印記「南大路蔵」(朱角印)。

(c) 卷末署名「南右軒瑠玉」、及び朱角印二顆。

4 朝比奈 政頼 馬口勞 神鳴 首引 盆山 鎧腹卷 腰祈 花争 不腹立

(a) 116×170耗、他同前。(b) 番号「一二」、他同前 (c) 同前。

5 因幡堂 素袍落 栗焼 雁大名 瓜盗人 牛盗人 連歌盗人 附子 名取川 鬪罪人

(a)(c) 同前。(b)番号「二六」、初丁ニ「他見無用」(本冊のみ)。

6 末広 麻生 三本之柱 張蛸 目近米骨 松脂 夷大黒 夷毘沙門 大黒連歌 毘沙門連歌

(a) 題記「和泉流六儀」、その他同前。(b) 番号「二十」、その他同前。(c) 卷末署名「好禮安貴(花押)」、印記

「南右軒」(朱角印)及び朱角印。

7 胸突 痺り 鈍根草 鳴子遺子 成上り 太刀奪 腥物 竹生嶋詣 太子手鉾 横座 鬼瓦 伊文字

今神明 竹ノ子 狐塚

(a) 同前。 (b) 番号「二十一」。 (c) 卷末署名「楠園(花押)」、印記「南右軒」(朱角印)、及び黒角印。

8 鞍馬躰 脱殻 鏡男 鶯 布施無経 瘦松 花盗人 子盗人 鈍太郎 蟹山伏

(a)(c) 同前。 (b) 番号「二十二」。

9 萩大名 不聞座頭 伯陽 水掛躰 昆布柿 二王 三人長者 井杭 川上 三人片輪

(a) 137×200耗、その他同前。 (b) 番号「二」、初丁「他見堅無用」、印記同前。 (c) 卷末印記「南大路担」(朱角印)、

「南右軒瑠玉」(朱角印)。

二 仮綴狂言本

(甲) 半紙仮綴本 三冊・六曲

表紙中央に曲名、その右肩に「和泉流」、右下に署名「南大路」、及び捺印。

1 吹取 釣針 (朱「百三拾貳号」、印記「南大路印」の朱丸印)

2 雁礫 鳴子遣子 (朱「第一百四拾貳号」、印記「南大路担」の朱角印)

3 狐塚 樽躰 (朱「百五拾号」、印記「南大路氏」の朱角印)

(乙) 半紙半裁仮綴横本 九冊・三十曲

表紙体裁(甲)にほぼ同じ。

1 大黒連歌 毘沙門連歌 金津地蔵 (第五拾三号)、「皆見」の署名、及び「小蘇軒」印あり)

2 三人長者 筑紫奥 枕物狂 (第五拾四号)

3 伊呂波 唐相撲 合柿 太刀奪 (第五拾七号)、「皆見」の署名、及び「小蘇軒」印あり)

4 素袍落 樋乃酒 叔母ケ酒 (第六拾号)

5 懐中躰 口眞似躰 音曲躰 八句連歌 (百六拾老号)

6 人馬 連歌十徳 成上り (百六十式号)

7 法師ケ母 昆布売 盆山 長刀応答 (百六十九号)と墨書、「改第拾貳号」と朱書)

8 折紙簪 孫むこ(朱「第五拾五号」、「小蘇軒」印あり)

9 萩大名 井杭 若菜(朱「百六拾五号」)

(丙) 三宅署名本 二冊・三曲

半紙半裁仮綴横本、表紙に「三宅」の署名。

1 弓八幡(朱「十五号」)

2 狩大名弓矢平太トモ 湊川詣(朱「百貳四号」)

三 間六儀 小本二冊

表紙に「和泉流間六儀」と題記、「拾四冊ノ内」とあり、右肩に四・五の冊順番号を記す。160×115耗。本文は青色刷野紙を用い、第一丁目次あり。

1 朝長 碇潜 芭蕉 竹ノ雪 礎 藍染川 祇王 籠祇王 賀茂物狂 丹後物狂 常陸帯 檀風

大江山 唐船 代主 逆鋒 第六天 満仲

青色表紙、目次丁に「第四号」と朱書、「南大路蔵」の朱角印。卷末署名「南大路(花押)」、及び「南大路担」の朱角印。

2 兼平 実盛 盛久 通盛 忠則 豊子 草薙 弦上 須磨源氏 融 阿漕 熊坂 春日龍神

目次丁に「第五号」と朱書、「小蘇軒」印あり。卷末署名「南大路」、及び「南大路担」(朱角印)。

四 和泉流秘書 横本一冊

。表紙に「和泉流秘書」と題記。135×198耗。

。初丁「定式之品々」として「胴着、胴帯、足袋、胸込、腰挟、襟り、扇箱、糸針」。「南大路蔵」(縦形角印)。

。二丁より「狂言装束附并道具附」、各曲イロハ順。「小蘇軒」印あり。

。三五丁より「風流部」。「四季神之風流、火打袋風流、大黒風流、毘沙門風流、盧橘風流、蟻風流、仙人風流、鳳凰風流、蒼韻風流、三盤風流、餅風流、鶴亀風流、御賀之松風流、普源池風流、犀ノ神風流、千々之尉風流」の十六番、装束・道具附。

。三八丁より「間之部」、装束・道具附。

。四四丁より「狂言目録」、計二四七曲の外に「狸腹鼓」を置く。また、「別」として「鬼丸」以下二八曲、「改正物」として「三人片輪、靱猿、杭ヶ人々、業平餅、煎物、鞠座頭、猿座頭、棒縛、薩摩守、不聞座頭」の十曲を掲げる。

。卷末に「維頭之印」「南大路担」の朱角印。

- 五 禁裏・仙洞御能関係文書 杉小箱入り。本稿十八頁参照。
- 六 月次狂言稽古会番組 小本一冊

包背仮綴、173×175耗。「芸能史研究」第九八号翻刻。